

富士吉田市立下吉田南コミュニティーセンター運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 山梨県教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、山梨県立吉田高等学校(以下「学校」という。)の文化活動推進のため、その拠点として活用される富士吉田市立下吉田南コミュニティーセンター(以下「コミュニティーセンター」という。)の管理運営に要する経費の一部について助成するものとし、その補助金交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助事業者は、富士吉田市とする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、学校が文化活動のため利用した場合のコミュニティーセンターの管理運営に要する経費で県教育委員会が必要と認める事業とする。

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

附 則

この要綱は、昭和62年10月1日から適用する。

別表

項 目	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等
消耗品費	消耗品類購入費(月額 5,000円)	左記の金額に補助対象事業として施設を利用した月数を乗じた額
燃料費	コミュニティーセンターの維持に要する年間経費	使用実績により別に定める
光熱水費	コミュニティーセンターの維持に要する年間経費	
清掃費	コミュニティーセンターの清掃に要する人件費相当額(ただし、月額 9,000円を限度とする。)	左記の金額に補助対象事業として施設を利用した月数を乗じた額
警備委託料	コミュニティーセンターの警備に要する年間経費	1 / 2
下水道負担金	コミュニティーセンターの下水道負担金の額	使用実績により別に定める
清掃用具使用料	コミュニティーセンター清掃に使用する清掃用具借上料に要する年間経費	1 / 2
検査手数料	コミュニティーセンター維持のため行う各種検査手数料の額(ボイラー、火災報知器、放送設備等)	1 / 2
保険料	コミュニティーセンター維持のため加入する各種保険料	1 / 2